

## I 定款事項について

### 1. 配合飼料価格差補てんに関する事業（定款第4条第1項第1号事業）

#### ① 事業内容

本事業は、配合飼料原料穀物の価格変動による畜産経営体への影響を緩和するため、畜産経営体に価格差補てん金を交付するもので、当協会は、事業主体との契約に基づき、畜産経営体との数量契約の補てん積立金の納付、補てん金交付等に係る事務を実施する。

② 事業主体：（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金

③ 事業対象者：畜産経営体1,201個人・法人（前年実績対比：26減）

④ 契約数量：966,068トン（前年実績対比：98.45%、15,198トン減）

単位：件、トン

計	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	その他	
対象者	1,201	441	624	50	23	90	2
契約数量	966,068	56,937	71,016	213,593	120,990	499,400	4,132

#### ⑤ 通常補てん積立金及び別途納付金

当協会は、積立金等について、飼料荷受組合から納付を受けて事業主体へ納付するものである。

区 分	5年度	4年度
通常補てん積立金	600 円/トン	600 円/トン
別途納付金・新規加入者	0 円/トン	0 円/トン
・前年度第2四半期以降解約再加入者	1,480 円/トン	940 円/トン
・前年度第3四半期以降解約再加入者	2,970 円/トン	2,060 円/トン
・前年度第4四半期以降解約再加入者	4,910 円/トン	3,040 円/トン

※継続加入者で前年度契約上回る加入者の別途納付金の徴収は無

#### ⑥ 補てん金

通常価格差補てん金は、当該四半期の配合飼料の供給価格が直前1年に係る配合飼料の供給価格の平均価格を上回るときに当該四半期の開始前に、異常価格差補てん金は、当該四半期に使用する配合飼料原料の輸入価格によって当該四半期終了後に決定される。

補てん金が交付される場合には、当協会は、事業主体から交付を受けて契約畜産経営体に交付することとなる。

### 2. 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のための必要な機械・施設の整備に関する事業（定款第4条第1項第3号事業）

#### （1）畜産環境整備リース事業について

##### ① 事業内容

本事業は、畜産経営の環境整備を図ろうとする経営体に対し、事業主体が必要な施設、機械を貸し付けるもので、当協会は、引き続き本リース事業の施設、機械貸付に係る事業主体からの委託事務や、これまでの貸付機械等に係る貸付料の徴収と事業主体への納付事務等を実施する。

② 事業主体：（一財）畜産環境整備機構

③ 事業対象者：畜産経営体

### 3. 肉用牛肥育経営安定に関する事業（定款第4条第1項第4号事業）

#### (1) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）について

##### ① 事業内容

本事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費の差額の9割を補てんするものである。

当協会は、個体登録や積立金等に係る県団体からの委託事務を実施する。

なお、第2業務対象年間は(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間)となる

##### ② 事業主体（県団体）：（一社）岩手県畜産協会

##### ③ 事業対象者：肉用牛肥育経営体 46個人・法人

##### ④ 個体登録計画頭数

単位：頭

肉専用種	交雑種	乳用種	合計
2,600	5,500	1,500	9,600

##### ⑤ 生産者積立金額及び積立金総額

生産者積立金は、当協会が契約経営体から飼料荷受組合経由で受領し、事業主体（県団体）へ納付する。

単位：円

区分	肉専用種	交雑種	乳用種
生産者積立金額	11,000	17,000	14,000
積立金総額	44,000	68,000	56,000

##### ⑥ 補てん金

四半期毎の肥育牛1頭当りの粗収益（全国平均）が家族労働費を除く生産費（全国平均）を下回った場合に、下回った金額の9割の補てんが行われる。

### 4. 肉用子牛生産者補給金制度に関する事業（定款第4条第1項第5号事業）

#### (1) 肉用子牛生産者補給金制度について

##### ① 事業内容

本制度は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の市場価格が低落して保証基準価格を下回った場合に、その再生産を確保するため、生産者の抛出と国の助成により造成した基金から、肉用子牛生産経営体に対して補給金を交付するものであり、当協会は、個体登録や負担金等に係る指定協会からの委託事務を実施する。

##### ② 事業主体（指定協会）：（公社）岩手県農畜産物価格安定基金協会

##### ③ 事業対象者：肉用子牛生産経営体 3法人・1個人

##### ④ 個体登録計画頭数

単位：頭

黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	乳交雑種	乳用種	合計
------	------	-------	------	-----	----

200	30	20	400	0	650
-----	----	----	-----	---	-----

⑤ 保証基準価格及び合理化目標価格

単位：円

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳交雑種	乳用種
保証基準価格	541,000	498,000	320,000	274,000	164,000
合理化目標価格	429,000	395,000	253,000	216,000	110,000

⑥ 生産者積立金額等

単位：円

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳交雑種	乳用種
生産者積立金額	1,600	6,000	18,800	3,200	6,800
生産者負担額	400	1,500	4,700	800	1,700

5. 肉豚価格差補てんに関する事業（定款第4条第1項第6号事業）

（1）肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）について

① 事業内容

本事業は、（独）農畜産業振興機構が全国の基金を造成管理し、年間を通じて必要な場合に補てんする仕組みとなっており、補てん金の算定方法を全国一本化したものである。

具体的には、養豚経営の安定的発展を通じて肉豚の安定供給を図るため、平均粗収益が、平均生産コストを下回った場合に、その差額の9割を補てんするものである。

当協会は、年次契約や補てん積立金の納付等に係る生産者からの委託事務を実施する。

② 事業主体：養豚生産者

③ 事業対象者：肉豚飼養経営体 16個人・法人

④ 年間計画頭数 196,000頭

⑤ 保証基準価格及び積立金額

保証基準価格 (円/kg)	契約肉豚1頭当たり積立金額(円)	
	全体金額	生産者積立金額
平均生産コスト (四半期ごと)	1,600	400

積立金拠出割合は、生産者：国＝1：3

⑥ 補てん金

補てん金は、四半期ごとに全国の平均枝肉価格と平均生産コストの差額で決定され、（独）農畜産業振興機構から直接、契約経営体に交付される。

6. その他基金協会の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第7号事業）

本県畜産の一層の発展を図るために、いわて農林水産振興協議会や岩手県養豚振興会、岩手県養鶏協会の活動を支援するとともに、岩手県家畜共進会の開催に協力する。

## II 管理・運営事項について

### 1. 総会、理事会の開催について

総会（通常総会） 1回

理事会 4回

その他、必要に応じて臨時総会、臨時理事会を開催する。

### 2. 監査の実施について

監査 2回

### 3. 事業推進会議の開催について

事業推進会議 1回